

県内果樹生産者の皆様へ

# 優良品種への改植を応援します

～「果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業」のご案内～

【令和2～6年度】

## 4期対策の1年目です

◆申込みには期限がありますので、早めのご相談をお願いします◆

お問合せ先

- J A 又は市町村（果樹産地協議会）
- 秋田県内の地域振興局 農業振興普及課
- 秋田県農林水産部 園芸振興課 【 TEL 018-860-1804 】
- 公益社団法人 秋田県青果物基金協会 【 TEL 018-864-2446 】

**果樹経営支援対策事業**は、優良品種・品目への改植や園地整備などの費用を助成するもので、果樹の支援対象者（個人）が実施可能な事業です。

また、果樹の改植を実施した場合の未収益期間（4カ年間）に対する助成対策（果樹未収益期間支援事業）も実施されています。

令和2年度までの期間限定での実施となりますので、積極的な活用をお願いします。

## 1 事業のメニューは？

事業の内容		補助額・補助率	
<b>1 優良品目・品種への転換</b>			
(1) 改植・新植		改植単価	新植単価
① りんご・もも・なし等慣行栽培への改植・新植		17万円/10a	15万円/10a
② りんごわい化栽培への改植・新植		33万円/10a	32万円/10a
③ なし・かき・すももジョイント栽培への改植・新植			
④ 高密度・低樹高栽培（新わい化）への改植・新植		53万円/10a	52万円/10a
⑤ 超高密度栽培（トルスピントル）への改植・新植		73万円/10a	72万円/10a
⑥ 根域制御栽培（ぶどう・なし・もも等）改植・新植		100万円/10a	99万円/10a
⑦ 主要落葉果樹以外の果樹への改植・新植		補助率 … 1/2 以内	
(2) 高接ぎ（全ての果樹）		補助率 … 1/2 以内	
<b>2 小規模園地整備（全ての果樹）</b>			
① 園内道（舗装が必要）	③ 土壌土層改良	補助率 … 1/2 以内	
② 傾斜の緩和	④ 排水路の整備		
<b>3 放任園地発生防止対策</b>			
① 主要落葉果樹		定額（8万円/10a）	
② その他の果樹		補助率 … 1/2 以内	
<b>4 用水・かん水施設の設置</b>			
		補助率 … 1/2 以内	
<b>5 特認事業</b>			
① 特認植栽（同一人以外の移動改植）		補助率 … 1/2 以内	
② 防霜ファン		同上	
③ 防風網（暴風に耐えられる強度のもの）		同上	
※ 主要落葉果樹：・かんきつ類の果樹・りんご・ぶどう・なし・もも・おうとう・びわ ・かき・くり・うめ・すもも・キウイフルーツ・いちじく (上記の13果樹のうち、各果樹産地協議会の産地構造改革計画に位置付けられた果樹が対象)			

## 2 事業ができる人は？（産地計画に位置付けられた担い手が対象）

➔ 果樹産地協議会（生産者代表・JA・市町村・地域振興局等などで構成）が作成した**果樹産地構造改革計画**に基づいた「担い手」が対象となります。

➔ 担い手は、各果樹産地協議会で異なりますが、主に

- ① 認定農業者
- ② 農業所得が主で、主に農業に従事している60代までの者が存在する農家
- ③ その他、果樹産地協議会が担い手と位置付けた農業者

などとなっていますので、果樹産地協議会（JAまたは市町村が事務局）にお問い合わせください。

### 3 事業にはどんな特徴がありますか？

- ➔ 集団の要件は無く、個人で事業を実施することができます。
  - ➔ 自力施工ができ、工事費の軽減ができます。(一部を除く)
  - ➔ 改・新植では、伐採～苗木植え付けまでを2カ年で実施することができます。
  - ➔ 放任園でも、改植事業の対象となる場合があります。
  - ➔ 同一人の移動改植及び同一人以外の特認植栽も対象となります。
    - ① 山手の園地を伐採し平場の圃場に植え付けする場合など。(同一人の移動改植)
    - ② Aさんが廃園し、Bさんが新しい圃場に植え付けする場合には、産地計画に基づいた調整が必要(同一人以外の移動改植)
- ※ ②の場合、Aさんには定額8万円/10a、Bさんは補助率1/2(わい化改植でも)となります。

### 4 支援を受けるためには、主にどんな要件がありますか？

- ➔ 事業の実施が可能な地域は、農業振興地域の**農用地区域**及び生産緑地法第3条に基づく**生産緑地地区**となります。(農用地区域外の場合は、農用地区域への編入が必要となります。)
- ➔ 対象面積は、**2㌶(200㎡)以上**です。(一部10㌶以上のメニューあり)
- ➔ 改植及び新植等を実施する場合において、10㌶当たりの**植栽下限本数**をクリアする必要があります。(例：りんごわい化栽培……**62本/10㌶以上**)

### 5 事業対象とならないのは、主にどのようなケースですか？

- ➔ 産地計画で決められた品目・品種以外を改・新植・高接ぎする場合。
- ➔ 同一品種を改・新植・高接ぎした場合。(わい化・ジョイント栽培等は、助成対象)
- ➔ 改植以外の資材及び機材等の購入及び単純更新は事業の対象とはなりません。

### 6 マルバ台からわい性台へ改植する場合の計算例は？

[例：10アールに苗木74本を植え付けする場合] (樹間3m・列間4.5m)

#### ■ 経費

・苗木74本購入…………… (@2,000円×74本)	148,000円
・1本支柱購入(木) … (@1,800円×74本)	133,000円
・土壌改良剤費(堆肥・苦土石灰・ヨウリン等)	30,000円
・バックホー借り上げ料	20,000円
・雇用労賃…………… (@6,500×2人×2日)	26,000円
①……合計	357,000円

#### ■ 国からの補助金

・りんごからりんご(わい化) …定額	②……合計 <b>330,000円</b>
--------------------	-----------------------

■ 農業者の自己負担…………… (①-②)	③……合計 <b>27,000円</b>
-----------------------	----------------------

**果樹未収益期間支援事業**は、果樹経営支援対策事業において優良品種・品目への改植・新植（以下「改植等」という。）を実施した支援対象者個人が対象です。

改植等における未収益期間（実がなり出荷出来るまでの育成期間：4年間）に対し10ア当たり220,000円（55,000円/10ア×4年間）を助成するもので、改植等終了後、一括して助成を受けることができる事業です。

## 1 事業の採択要件はありますか？

- ➔ 事業対象面積は、果樹経営支援対策事業において改植等を実施した支援対象者であって、**2ア（200㎡）以上**の改植園地が対象です。
- ➔ 2アに満たない改植等園地は、対象にはなりません。

## 2 助成の額はどのくらいになるのですか？

- ➔ 助成の額は、下記のとおりとなります。

[例：Aさんが2カ所の園地を改植等した場合の助成額]

改植面積	助成単価	助成額
■ ①の園地の改植等面積： 700㎡	<b>220円/㎡</b>	<b>220,000円</b>
■ ②の園地の改植等面積： 300㎡		
■ 合計の改植等面積： <b>1,000㎡</b>		

## 3 助成金の交付の時期はいつごろですか？

- ➔ 基本的には、改植等が終了した年度の8月末頃又は3月末となり、改植の事業費と併せ交付を受けることができます。
- ➔ 改植等の完了時期が本年4月以降で実績報告等の手続きが6月中に完了した場合には、本年8月末頃（予定）に一括交付されることとなります。  
（例：改植の助成金330,000円と未収益の助成金220,000円併せて550,000円が一括交付）

**当該年度の実施計画の取りまとめ**は、下記のとおり年2回となっておりますので、最寄りのJA又は市町村（産地協議会事務局）等へお早めに申込み下さい。

- ➔ 第1次実施計画……**令和〇〇年 4月中旬**（果樹産地協議会→青果物基金）
- ➔ 第2次実施計画……**令和〇〇年 9月中旬**（果樹産地協議会→青果物基金）



## 令和2年度 果樹経営支援対策事業（果樹未収益期間）

対象事業メニュー		栽培方法・対象果樹等		植栽密度 下限本数 (本/10a)	実施面積	補助 区分		
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭	優良品目・品種への転換	改植	慣行樹形栽培等	普通栽培	りんご	18本以上	2㉔以上 (200㎡)	定額
					ぶどう	12本以上		
					なし	40本以上		
					もも	18本以上		
					かき	30本以上		
			わい化栽培	りんご	62本以上			
			垣根栽培	ぶどう(加工用)	125本以上			
			上記以外の果樹への改植・新植		—			
		新植 (単独メニュー)	省力樹形栽培	超高密植栽培 (トールスピンドル)	りんご	概ね250本以上	上限面積 5㉔以下 (50,000㎡)	定額
				高密植・低樹高栽培 (新わい化)	りんご	概ね165本以上		
				根域制限栽培	ぶどう・なし もも等	概ね170本以上		
				ジョイント栽培	なし・もも すもも等	概ね169本以上		
		高接		全ての果樹		—	定率	
		⑮ ⑯ ⑰ ⑱	小規模園地整備	園内道の整備	全ての果樹		10㉔以上 (1,000㎡)	定率
傾斜の緩和								
土壌土層改良								
排水路の整備								
⑲ ⑳	放任園地発生防止対策	主要落葉果樹			2㉔以上 (200㎡)	定額		
		その他の果樹				定率		
㉑	用水・かん水施設の整備	全ての果樹			10㉔以上 (1,000㎡)	定率		
㉒ ㉓	特認事業	防霜ファン	産地計画に定める果樹		10㉔以上 (1,000㎡)	定率		
		防風ネット						

※ 慣行樹形栽培等における植栽密度の下限本数を下回る改植・新植は、事業対象外です。

※ 省力樹形栽培における植栽密度の下限本数は、[概ね]で運用する。下限本数を下回る改植・新植は事業対象外です。

### 【果樹未収益期間支援事業】

対象事業メニュー		対象果樹等	実施面積	補助 区分
優良品目・品種への転換	改植	①～⑬の対象果樹	2㉔以上 (200㎡)	定額
新植				



# 支援事業)に係る対象事業メニュー等 (未定稿)

(令和2年11月 現在)

対象事業メニュー		改植補助単価	新植補助単価	対象となる経費		
①	優良品目・品種への転換	改植	新植 (単独メニュー)	<b>【改植】</b> ① 伐採・伐根費、 ② 深耕・整地費、 ③ 土壌改良用資材費、 ④ 苗木代、 ⑤ 植栽費、 ⑥ 支柱費等  <b>【新植】</b> ① 深耕・整地費、 ② 土壌改良用資材費、 ③ 苗木代、 ④ 植栽費、 ⑤ 支柱費等  注1) 令和2年度よりトレリスが補助対象となりました。 (令和2年11月Q&A 問1-85参照) 注2) りんごの適正生産量・出荷量配分要件は廃止となりました。		
②					17万円/10㍍ <sup>-</sup> (170円/㎡)	15万円/10㍍ <sup>-</sup> (150円/㎡)
③						
④						
⑤						
⑥					33万円/10㍍ <sup>-</sup> (330円/㎡)	32万円/10㍍ <sup>-</sup> (320円/㎡)
⑦						
⑧					1/2以内	
⑨					73万円/10㍍ <sup>-</sup> (730円/㎡)	71万円/10㍍ <sup>-</sup> (710円/㎡)
⑩					53万円/10㍍ <sup>-</sup> (530円/㎡)	52万円/10㍍ <sup>-</sup> (520円/㎡)
⑪					100万円/10㍍ <sup>-</sup> (1,000円/㎡)	99万円/10㍍ <sup>-</sup> (990円/㎡)
⑫					33万円/10㍍ <sup>-</sup> (330円/㎡)	32万円/10㍍ <sup>-</sup> (32円/㎡)
⑬						
⑭	高接	1/2以内		整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等		
⑮	小規模園地整備	園内道の整備	1/2以内	資材費、掘削費、労働費等		
⑯		傾斜の緩和		重機リース代・燃料費、均平・法切り費、法面保護費等		
⑰		土壌土層改良		重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等		
⑱		排水路の整備		排水設備費(明きよ、暗きよ、貯水槽、排水施設(ポンプ等))		
⑲	放任園地発生防止対策	8万円/10㍍ <sup>-</sup>		伐採・伐根費、整地費、植林費等 ※ 放任園地発生防止対策を実施する場合は、考え方を産地計画で定めていることが必要である。 (産地計画で対象園地の要件設定が必要です。)		
⑳		1/2以内				
㉑	用水・かん水施設の整備	1/2以内		揚水施設費、撒水施設費、自動制御装置費等		
㉒	特認事業	防霜ファン	1/2以内	防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設置費等(受電施設は除く)		
㉓		防風ネット				

## 【果樹未収益期間支援事業】

対象事業メニュー		補助単価補助率	対象となる経費
優良品目・品種への転換	改植	22万円/10㍍ <sup>-</sup> (220円/㎡)	事業完了翌年度から改植等の園地が成園となるまでの育成経費 5.5万円/10㍍ <sup>-</sup> ×4年間
新植			

(参考資料 1)

## 果樹未収益期間支援事業等における 実施計画から補助金交付までの流れ

No.	実 施 内 容	備 考
<b>【実施計画～事前確認～優先配分～補助金交付決定】</b>		
1	実施計画作成・提出	担い手 → J A → 協議会
2	事前確認依頼・確認報告	J A → 協議会 → J A
3	実施計画承認申請	J A → 協議会 → 協会 → 国 等
4	実施計画承認通知 ① 優先配分 ② 補助金交付申請 ③ 交付決定前着工届	国 等 → 協会 → J A (協議会) → 担い手
5	優先配分実施・通知	J A (協議会) → 担い手
6	優先配分結果報告	J A (協議会) → 協会
7	補助金交付申請作成・提出	J A → 協議会 → 協会 → 国 等
8	交付決定前着工届	J A → 協議会 → 協会
9	補助金交付決定通知	国 等 → 協会 → J A (協議会) → 担い手
10	補助金交付決定結果報告	J A (協議会) → 協会
<b>【事業着手～事後確認～実績報告～補助金交付】</b>		
1	事業着手 (交付決定前着工届：提出後) (国補助金交付決定：通知後)	J A (協議会) → 担い手 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">次年度完了計画の場合は、年度内の着手が必要で苗木の本注文、大枝切り等を必ず実施する。</div>
2	苗木の植栽時の立会 (計画通りに植栽されているかの確認が必要：品種と本数確認)	担い手 → J A (協議会) → 担い手 (担い手、J A、協議会、振興局等の立会)
3	実績報告作成・提出	担い手 → J A → 協議会
4	事後確認依頼・確認報告	J A → 協議会 → J A
5	実績報告・補助金支払申請	J A → 協議会 → 協会 → 国 等
6	補助金額の確定・補助金交付	国 等 → 協会 → J A (協議会) → 担い手
7	補助金交付結果報告	J A (協議会) → 協会



(参考資料 2)

## 県内果樹産地協議会における構成市町村並びに J A

No.	協議会名 (10)	関係市町村 (15)	関係 J A (10)
1	鹿角地域果樹産地協議会	鹿角市 (事務局)	かづの
		小坂町	
2	J A あきた北果樹産地協議会	大館市	あきた北 (事務局)
3	三種町果樹産地協議会	三種町 (事務局)	秋田やまもと
4	J A あきた湖東果樹産地構造改革計画協議会	潟上市	あきた湖東 (事務局)
5	J A 秋田みなみ果樹産地構造改革計画協議会		男鹿市
6	秋田市果樹産地協議会	秋田市 (事務局)	(旧 J A 新あきた)
7	由利地域果樹産地協議会	由利本荘市 (事務局)	秋田しんせい
8	秋田おばこ農業協同組合果樹産地協議会 旧大仙市果樹産地協議会 旧美郷町果樹産地協議会	大仙市	秋田おばこ (事務局)
		仙北市	
		美郷町	
9	横手市果樹産地協議会	横手市 (事務局)	秋田ふるさと
10	湯沢雄勝地域果樹産地協議会	湯沢市 (事務局)	こまち
		東成瀬村	
		羽後町	うご